

国 地 契 第 2 号
国官技第 18－2号
国営計第 3－4号
平成 19年 4月 12日

最終改正 令和 4年 3月 30日

国官会第 23758号
国官技第 376号
国営計第 213号
国営整第 171号
国港総第 749号
国港技第 112号
国北予第 74号

総務部契約管理官
各地方整備局企画部技術開発調整官 あて
営繕部営繕積算調査官等

国土交通省大臣官房 地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調査官
官庁営繕部計画課営繕計画調整官

工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における
工事発注規模の公表の試行について

公共工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について、今般、随意契約によるものを除き、工事概要として工事発注規模を新たに公表することを試行することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、公表に際しては、工事種別に応じた工事発注規模を別紙のとおり設定したので、当分の間、これに従い公表されたい。

(別紙)

一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）	アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事
3,000万円未満	3,000万円未満
3,000万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満
6,000万円以上 1億円未満	5,000万円以上 8,000万円未満
1億円以上 2億円未満	8,000万円以上 1億2,000万円未満
2億円以上 3億円未満	1億2,000万円以上 2億円未満
3億円以上 基準額未満	2億円以上 3億円未満
基準額以上 15億円未満	3億円以上 基準額未満
15億円以上 30億円未満	基準額以上 10億円未満
30億円以上 50億円未満	10億円以上 20億円未満
50億円以上	20億円以上

※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。